

Chapter

8

各種支援策

この章では、男性の育児休業を推進する際の相談先、育児休業に関連した助成金、その他各種情報の入手先などをご紹介します。



男性育児取得促進に向けた 埼玉県・国の各種支援策のご案内①

男性育児休業を
推進する目的と理由

育児と仕事の両立に関する
制度と保障を理解する

男性が育休を取りやすい
職場づくり

男性従業員・上司・会社が
働きやすい環境を創る

休業中の手続き・代替委員

企業事例

規定集・参考書式

各種支援策

埼玉県の各種支援策

多様な働き方実践企業の認定

働き方改革に取り組み、男性育児休業等が定着しているなど多様な働き方ができる職場環境づくりを行う企業を県が認定しています。働きやすい環境づくりをしている企業としてのPRやイメージアップが図られ、多彩な人材獲得につながります。



www.pref.saitama.lg.jp/womenomics/diversity/

男性育児休業等推進宣言企業の登録

男性の育児休業等の取得を推進する企業を「男性育児休業等推進宣言企業」として登録し、県ホームページで広く発信しています。登録企業は県から提供されるポスターやステッカーにより、男性が育休を取りやすい職場としてのPRやイメージアップが図れます。



www.pref.saitama.lg.jp/womenomics/dannseikukyuu/sengen.html

その他の各種支援策

埼玉版働き方改革ポータルサイトを御覧ください。男性の育児休業取得促進に取り組む企業の事例も紹介しています。

www.pref.saitama.lg.jp/womenomics/



仕事と生活の両立支援窓口

子育てなどで仕事の継続にお悩みの勤労者を対象に相談対応・情報提供を行っております。また、事業者からの相談にも応じるとともに、無料で相談員をアドバイザーとして企業に派遣しています。

電話：048 - 830 - 4515

受付日時：毎週月・水・金曜日 9:00~16:30 (年末年始・祝日除く)

www.pref.saitama.lg.jp/a0815/rodo/seikatsu-ryouritsu/

※インターネット相談(電子申請)は24時間受け付けています。



男性育休取得促進に向けた 埼玉県・国の各種支援策のご案内②

国の各種支援策

令和3年度 両立支援等助成金

出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）

男性従業員が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りに取り組み、子の出生後8週間以内に開始する連続14日以上（中小企業は連続5日以上）の育児休業や育児目的休暇を取得した男性労働者が生じた事業主に支給します。

- ・ 個別支援加算：個別面談など育児休業の取得を後押しする取組を導入、実施した場合
- ・ 生産性要件を満たした事業主には〈 〉の額を支給

	中小企業	中小企業以外
① 1人目の育休取得	57万円〈72万円〉	28.5万円〈36万円〉
個別支援加算	10万円〈12万円〉	5万円〈6万円〉
② 2人目以降の育休取得	5日以上 14.25万円〈18万円〉	14日以上 14.25万円〈18万円〉
	14日以上 23.75万円〈30万円〉	1ヶ月以上 23.75万円〈30万円〉
	1ヶ月以上 33.25万円〈42万円〉	2ヶ月以上 33.25万円〈42万円〉
個別支援加算	5万円〈6万円〉	2.5万円〈3万円〉
③ 育児目的休暇の導入・利用	28.5万円〈36万円〉	14.25万円〈18万円〉

育児休業等支援コース

育児休業の円滑な取得・職場復帰のための取組を行った中小企業事業主に支給します。

- ①育休取得時：
 ②職場復帰時： 「育休復帰支援プラン」を策定及び導入し、プランに沿って対象労働者の円滑な育児休業の取得・復帰に取り組んだ場合
 〈職場支援加算〉： 育休取得者の業務を代替する職場の労働者に、業務代替手当等を支給するとともに残業抑制のための業務見直しなどの職場支援の取組をした場合
 ③代替要員確保時： 育児休業取得者が、育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取り扱いを就業規則に規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた場合
 〈有期雇用労働者加算〉： 育児休業取得者が期間雇用者の場合
 ④職場復帰後支援： 法を上回る子の看護休暇制度 (A) や保育サービス費用補助制度 (B) を導入し、労働者が職場復帰後、6ヶ月以内に一定以上利用させた場合

①育休取得時	28.5万円〈36万円〉	
②職場復帰時	28.5万円〈36万円〉	職場支援加算 19万円〈24万円〉
③代替要員確保時 (1人当たり)	47.5万円〈60万円〉	有期雇用労働者加算 9.5万円〈12万円〉
④職場復帰後支援	28.5万円〈36万円〉	A 看護休暇制度 1,000円〈1,200円〉×時間 B 保育サービス費用補助制度 実費の2/3補助

助成金に関する詳細は埼玉労働局 HP「各種助成金制度」を参考にしてください。

https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kakushu_joseikin.html

お問い合わせは P96 へ



参考・関連情報

【相談・問合せ先】

相談先	内容	
埼玉労働局 雇用環境・均等室 ☎ 048-600-6210	両立支援等助成金、育児・介護休業法、次世代法に関すること	
埼玉働き方改革推進支援センター ☎ 0120-729-055	就業規則の整備・改定、男性育児休業推進に関すること	

【資料・サイト】

資料・サイト名	内容	
厚生労働省 育児・介護休業法について	育児・介護休業法の解説、法律の条文、指針、動画解説、チラシなどを掲載	
厚生労働省 中小企業のための「育休復帰支援プラン」策定マニュアル	人事担当向けに従業員の円滑な育児休業の取得及び育児休業の職場復帰を支援できるよう、支援するポイントを解説	
厚生労働省 イクメンプロジェクト	男性育児休業取得促進のための情報（調査、研修資料、法律解説、事例等）を幅広く公開	
厚生労働省 働き方・休み方改善ポータルサイト	様々な特別な休暇制度の紹介、企業事例、企業・従業員向け自己診断などを掲載	
内閣府 さんきゅうパパプロジェクト準備BOOK	男性が育児に参画することの重要性や仕事との両立のためのヒントを掲載	

監修者紹介

【監修・執筆】

- 新田香織（社会保険労務士法人グラス 代表 / 特定社会保険労務士）
東京労働局で次世代育成支援対策推進法に携わった後、行政と連携してダイバーシティ（特に女性活躍、仕事と介護の両立、ハラスメント防止、テレワーク）のコンサルティングと研修等を行う。

【執筆】

- 塚越学（NPO法人ファザーリング・ジャパン理事 / 東レ経営研究所 ダイバーシティ&ワークライフバランス推進部チーフコンサルタント）
- 橘彩織（社会保険労務士法人グラス 特定社会保険労務士）
- 神戸歩未（社会保険労務士法人グラス 社会保険労務士）

【編集】

- 高祖常子（NPO法人ファザーリング・ジャパン理事 / キャリアコンサルタント / 子育てアドバイザー）

【デザイン・印刷】

株式会社アンカー

【企画・執筆】

アデコ株式会社

【発行】

埼玉県産業労働部多様な働き方推進課
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1
TEL: 048-830-3960
令和3年11月